

Title	大極殿の起源についての一考察：前期難波宮をめぐって
Author	直木, 孝次郎
Citation	人文研究. 25 卷 1 号, p.54-68.
Issue Date	1973
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	故西垣雄太郎教授追悼号

Placed on: Osaka City University Repository

大極殿の起源についての一考察

—前期難波宮をめぐる—

直 木 孝 次 郎

は じ め に

私はさきに「大極殿と門⁽¹⁾」という論文を草し、遺跡と文献の両面から古代宮城における大極殿の門の消長と機能を考察し、ひいて大極殿と内裏の関係を論じ、古代天皇の権力の変遷におよんだ。

その論文では、まず天武朝の浄御原宮以降の宮城に大極殿が存在したことを前提とし、大極殿の門は、浄御原宮では存在しなかったか、存在しても記録にあとをとどめないほど小規模なものであり、藤原宮・平城宮では正門あるいは閤門などと呼ばれて重要視され、平安宮では竜尾道に地位を譲って消滅する、という経過をたどることを述べた。そうしてこれを基礎として、上述の問題を検討したのであるが、最近の難波宮跡の発掘の結果は、この考察の前提とした天武朝の大極殿の存在に大きな疑問を生ぜしめた。大極殿が存在しなければ、大極殿の門を論ずることは——天武朝に関する限り——無意味であり、大極殿の成立から考察をはじめなければならない。私の旧説は、当然大きな修正を必要とする。

昭和46年の秋以来、私はいろいろの機会に新しい知見にもとづいた見解を口頭でたびたび発表し、旧説の補訂をこころみた。⁽²⁾ここにあらためて所見をまとめ、ふたたび博雅の叱正を乞いたいと思う。

1

私が飛鳥浄御原宮に大極殿があったと推定したのは、つぎの2つの理由による。

その1つは、『日本書紀』の天武10月2月、同年3月、12年正月、朱鳥元

年正月の各条に大極殿の記載がみえること、もう1つは、浄御原宮と同時期に存在した大阪市法円坂町の難波宮の遺跡から、大極殿と推定される遺構が発掘されたと報ぜられたことである。

後者の発掘報告は、難波宮址顕彰会「難波宮址の研究」第4および第5の第1部に掲載されているが、昭和36年に行なわれた第13次発掘において、それ以前に発見されていた内裏建造物の中軸線を南へ延長した線上に、聖武朝大極殿と推定される遺構を検出し、さらにその下層に火災にあった柱痕跡3ヶ所を確認した。当時遺構の大部分は、近畿矯正研修所の構内に属し、全面発掘を行うことができなかったため、下層の遺構の性格を十分に明らかにすることができなかったが、同年から翌年にかけて行なわれた内裏回廊（第14次）、大極殿回廊（第15次）の調査の成果と総合して、前期（天武朝）難波宮の大極殿と推定された⁽⁴⁾。

その後、近畿矯正研修所の移転にともない、昭和45年にいってこの遺構の全面発掘が行なわれた。第37次の調査である。その結果、聖武朝大極殿の全貌がたしかめられたが、その下層からは前期（天武朝）大極殿に相当する建物の痕跡を検出することができず、さきに前期大極殿の柱穴と考えられたものも、「全然別の系列の柱列のものであること」が判明し、「少なくとも第13次調査当時に推定したような形での大極殿相当建物の存在は否定せざるを得ないとの結論に達した⁽⁵⁾」という。

そうすると、先の小論でのべた考え——とくに、聖武朝大極殿と同じ位置に天武朝大極殿が存在したと考え、浄御原宮においても同様とみなして、天武紀の大極殿に関する記事をこの推定にもとづいて解釈したこと——は、全面的に修正しなければならない。そこでまず問題となるのは、聖武朝大極殿の位置に天武朝大極殿が存在しないことは、天武朝に大極殿（またはそれに相当する殿舎）が存在しないことを意味するかどうか、である。

このばあい、顧みられるのは上述の天武紀の大極殿記事である。煩をいとわずに掲出すると、つぎの4条である。

- (1)天武10年2月甲子(25日)、天皇・皇后共居_二于大極殿_一、以喚_二親王・諸王及諸臣_一、詔之曰、朕今更欲_レ定_二律令_一改_二法式_一、故俱修_二是事_一、然頓就_二是務_一、公事有_レ闕、分_レ人應_レ行。
- (2)同年3月丙戌(17日)、天皇御_二于大極殿_一、以詔_二川嶋皇子・忍壁皇子(以下10人略)_一、令_レ記_二定帝紀及上古諸事_一。
- (3)同12年正月乙未(2日)、親王以下及群卿喚_二于大極殿前_一而宴之、仍以_二

三足雀—示—于群臣—。

(4)朱鳥元年正月癸卯(2日), 御—大極殿—而賜—宴於諸王卿—。是日詔曰, 朕問—王卿—以—無端事—, 仍對言得—實必有—賜。

従来, 史料批判のきびしい古代史学界でも, 天武紀の記事は信頼度が高いとされ, 右の記事から天武朝における大極殿の存在に疑いをもたれることはなかったとあってよい。しかし, 天武・持統紀に多数みえる「郡」の称は, 原史料には「評」とあったものを、『書紀』編者が大宝令制にあわせて書きかえたことがほぼ確実とされる現在では, 天武紀に「大極殿」がみえるからといって, 天武朝の浄御原宮や難波宮に大極殿が存在したと, 簡単に信ずることはできない。

けれどもまた, 律令編纂や国史編集の事業の発表や, 皇族以下諸臣をあつめての正月の賜宴が, 宮城内の重要な建物で行なわれたことまで否定するには当るまい。それが天武朝に大極殿とよばれたかどうかは再考を要するし, その位置は藤原宮・平城宮・聖武朝難波宮の大極殿とちがっていたと思われるが, それらの宮城の大極殿に相当する——大極殿の前身ともいふべき——重要な殿舎が, 天武朝浄御原宮にあったと考えてよいであろう。

その建物は現在までの発掘で知られている遺構のなかから求めるなら, どれにあたるであろうか。天武朝難波宮跡についていうならば, 発掘調査者も推定しているように, これまで「内裏前殿」と称してきた殿舎の可能性が強いと思われる。

2

天武朝難波宮の内裏前殿とよばれる建物は, 内裏後殿と軒廊でつながれているが, 内裏とは1本柱の柵列で仕切られ, これを北の隔壁とし, 東西および南面には回廊がめぐり, 独立した1区画の中心に位置している。その大きさは, 正面の柱間9間, 側面は5面で, 柱間の数は内裏後殿と同じだが, 規模はひとまわり大きく, 後殿が $34.3m \times 14.6m$ であるのに対し, $36.3m \times 18.7m$ である。そうしてそれは, 浄御原宮のつぎに造られた藤原宮の大極殿の規模 $35.5m \times 18.2m$ に近似する。それだけではなく, 内裏前殿をかこむ東西回廊の間隔は $114.6m$, 北の柵列と南の回廊の距離は $84.0m$ であるのに対し, 藤原宮の大極殿のばあいは, 東西 $115.7m$, 南北 $152m$ をはかり, 南北は相当の差があるが, 東西の間隔はほとんど一致する。これらの点から, 天武朝難波宮の内裏前殿を, 内裏から切りはなして独立,

発展させたものが、藤原宮の大極殿ではないかと考えられる。この内裏前殿が、天武朝に大極殿とよばれていたかどうかはともかく、のちの大極殿と同様な機能を果たしていたとみてよかろう。浄御原宮にも難波宮内裏前殿に相当する建物があり、上述の(1)から(4)の史料にみえる大極殿は、それを指していったものと思われる。

では一体、天武朝の内裏前殿＝大極殿は何とよばれたであろうか。天武紀をしらべると、朝廷の主要な行事が行なわれる殿舎として、大極殿のほかにつぎの建物の名称を知ることができる。

大殿

- (5)天武8年5月己丑(10日)、六皇子共拜_二天皇於大殿前_一。
 (6)天武9年正月甲申(8日)、天皇御_二于向小殿_一而宴_二王卿於大殿之庭_一。

内安殿

- (7)天武10年正月丁丑(7日)、天皇御_二向小殿_一而宴之。是日、親王諸王引_二入内安殿_一、諸臣皆侍_二于外安殿_一、共置_レ酒以賜_レ樂。則大山上草香部吉士大形授_二小錦下位_一。仍賜_レ姓曰_二難波連_一。

大安殿

- (8)天武14年9月辛酉(18日)、天皇御_二大安殿_一、喚_二王卿等於殿前_一、以令_二博戲_一。
 (9)朱鳥元年正月丁巳(16日)、天皇御_二大安殿_一、喚_二諸王卿_一賜_レ宴。因以賜_二絁綿布_一各有_レ差。
 (10)朱鳥元年2月甲戌(4日)、御_二大安殿_一。侍臣六人授_二勳位_一。

安殿

- (11)天武14年9月壬子(9日)、天皇宴_二于旧宮安殿之庭_一。

外安殿

- (12)天武10年正月丁丑(7日)、(7)に同じ。

われわれが現在知っている天武朝宮城の主要な殿舎は、内裏の中心である内裏後殿と、大極殿の前身である内裏前殿の2つである。これを念頭において(1)から(12)までの史料をよむと、まず注目されるのは、皇族(親王諸王)を内安殿に入れ、諸臣を外安殿に侍らして置酒したという(7)である。内裏後殿＝内安殿、内裏前殿＝外安殿、と考えられないだろうか。

これについては、それでは大安殿や大殿にあたる建物はどれか、という疑問がおこるであろうが、私は大安殿も内安殿に対する建物を意味し、内裏前殿のことと考える。内と大を対応させる名称は、このほかにも内蔵寮

と大蔵省，内膳司と大膳職，内舎人と大舎人などがあるが，天皇の私生活に関係の深い官司・職名に内をつけ，公的生活すなわち政治により多く関係する官司・職名に大をつけるのがふつうである。内安殿・大安殿もそういう意味で対応する名称である。そうすると，天皇の日常生活の営まれる内裏そのものに存在する内裏後殿が内安殿と呼ばれ，大極殿の前身であり，従って公的行事の場ともなる内裏前殿が大安殿と呼ばれたとする推定は，蓋然性が高いといつてよいのではなかろうか。持統紀3年正月朔条に「天皇，万国を前殿に朝らしむ」とあるのも，この推定を支持する材料である。

この考えは，はやく本居宣長などによって指摘されていることだが，「大極殿」をオホアムトノ（大安殿）とよませる『日本書紀』の古訓によつても傍証されるであろう。ただこの推定にとつて問題となるのは，外安殿と大安殿の関係で，内裏前殿＝大安殿が正しいとすると，さきに内裏前殿＝外安殿としたのは誤りかという疑問である。

これはそれほどの難問ではない。内安殿（内裏後殿）に対する内裏前殿の名称が当初は一定せず，外安殿・大安殿の両方の名称でよばれていた時期があつたのであろう。上述のように内に対する語は大であるが，中務省の内記に対し，太政官に外記があり，内薬司に対し外薬寮（天武紀4年正月条，のち典薬寮）があるように，内に対する「大」と同様の意味で，「外」の称が用いられた時期があつたと考えられる。外安殿・大安殿，ともに内裏前殿をさす語であつたと思う。

その点，史料(11)に「旧宮の安殿」とあるのは興味深い。旧宮は天武天皇が浄御原宮にはいる前，一時居をおいた舒明天皇の岡本宮かと思われるが，それはいずれにせよ，大和における浄御原宮以前の宮は，内裏にある天皇の宮殿（安殿）が前後にわかれていなかつたことを示すものである。

「安殿」は『書紀』にここ1ヶ所しか見えないが，「大殿」の語は，上述の2例のほか崇神6年条以下に10例みえる。6世紀以降では，欽明13年10月，敏達14年8月，用明2年4月，舒明即位前紀，天武即位前紀の諸条にあらわれる。『古事記』にも，中巻の神武東征段に2例，下巻の仁徳段・履中段・雄略段に計4例がある。おそらくこの言葉は，天皇の住む主要な殿舎——内裏の中心建物で，政務もここで処理される——をさす語として，早くから用いられていたのであろう。「安殿」も同じ建物をさす語であろうが，『書紀』には1例，『古事記』に1例もないところからいって，天智・天武朝ごろに用いられはじめた新しい用語と考えられる。

そうして大殿＝安殿
公的行事の行なわれる
後殿を内安殿，前殿を
の大殿が内裏後殿をさ
す大殿といつてきた
とみられる。(6)と(7)と
られる。

つきに大殿が内裏
にしまったかという
門にもう一度ふれて
さきに述べたよう
にするような大極殿
ことはいふまでもな
く存在する。その門に
すでに報告され
武朝推後宮の小安
殿の門が検出さ
原宮の「南門」に
さきの5つの記事が
(天武6年正月
(天武7年正月
(天武8年正月
(天武9年7
(天武14年5
特異的なのは
われていること
も述べたように
大極殿南門に
われたことが
とある南陽も
榮家(5日)条

そうして大殿＝安殿が、天皇の日常生活を主とする後殿と、政治などの公的行事の行なわれる前殿とに分離したとき、新しい安殿の語を利用して、後殿を内安殿、前殿を大安殿または外安殿と称したのであろう。史料(5)(6)の大殿が内裏後殿をさすか、内裏前殿をさすかは問題だが、内裏の中心建物を大殿と⁽⁷⁾いって来た伝統・慣例からすれば、内裏後殿(内安殿)のこととみられる。(6)と(7)とにみえる「向小殿」との関係からしても、そう考えられる。

3

つぎに大殿が内裏前殿と後殿に分れた天武朝難波宮の形態が、いつからはじまったかという問題にはいりたいが、その前に前稿で論じた大極殿の門にもう一度ふれておきたい。

さきに述べたように、天武朝難波宮には、藤原宮やそれ以後の宮城に存在するような大極殿はないのであるから、その意味での大極殿の門がないことはいうまでもない。しかし大極殿の前身をなす建物(内裏前殿)は存在する。その門について考えておきたいのである。

すでに報告されているように、内裏前殿をかこむ一廓の南正面には、聖武朝難波宮の小安殿とかさなって、7間2面、32.5m×12.3mのかなりの規模の門が検出されている。おそらくこれが、「日本書紀」にみえる浄御原宮の「南門」に相当する門であろう。この南門については、「書紀」につきの5つの記事がある。

- (イ)天武6年正月庚辰(17日)、射_二于南門_一。
- (ロ)天武7年正月甲戌(17日)、射_二于南門_一。
- (ハ)天武9年正月癸巳(17日)、親王以下至_二于小建_一、射_二南門_一。
- (ニ)天武9年7月癸未(10日)、朱雀有_二南門_一。
- (ホ)天武14年5月庚戌(5日)、射_二於南門_一。

特徴的なのは、正月17日の射と5月5日の射が、ともに南門の前で行なわれていることである。平城宮における門と射との関係をみると、前稿でも述べたように、「続日本紀」の天平12年正月甲辰(17日)条に「天皇御_二大極殿南門_一、觀_二大射_一」とあって、正月17日の射は大極殿の南門で行なわれたことがわかる。靈龜元年正月庚子(17日)条に「賜_二大射于南闕_一」とある南闕も同様であろう。ところが5月5日の射の方は、神龜元年5月癸亥(5日)条に「天皇御_二重闕中門_一、觀_二獵騎_一」、宝龜8年5月丁巳(5

日) 条に「天皇御=重閣門-、観=射騎-」とあり、重閣中門あるいは重閣門で行なわれている。この門は中門の称から考えて、平安宮の会昌門にあたる朝堂院南門であろう。

用例が少ないので断定はできないが、平城宮の大極殿門と朝堂院南門の2つの門で行なわれる行事が、浄御原宮では1つの「南門」で行なわれていたことになる。このことを私は前稿でも取りあげたが、そのときは内裏前殿のほかには大極殿が存し、かつ大極殿門は存在しないか、存在しても小規模なものと誤認していたため、浄御原宮の「南門」を朝堂院南門=重閣門にあたるものとの推定に傾いた。しかし「南門」が内裏前殿の南門と考えられるに至った現在では、存在しないのはむしろ朝堂院南門とするのが妥当であるように思われる。

しかし簡単にそう言いきることもむづかしい。なぜなら昭和47年度の発掘で天武朝難波宮の朝堂院南門と推定される遺構が出土した⁽⁸⁾からである。天武朝難波宮は、大極殿門に相当する内裏前殿の門と、朝堂院南門とをそなえているのである。だがこのように門が2つあるならば、正月17日の射と5日5日の射をべつべつの門で行なわずに、なぜ同じ「南門」で行なったのであろうか。平城宮の儀式の慣例と、天武朝の慣例とがちがうというのなら、なぜ違ってきたのかという説明がある。疑問はつづくのである。

この疑問を私はつぎのように解釈している。たしかに天武朝難波宮には内裏前殿の門と朝堂院南門とが備わっているが、2つの門がそろうのは難波宮の整備のすすんだ天武朝の末年のことで、天武朝のはじめには朝堂院南門はまだつくられていなかったのではないか。浄御原宮も同様で、天武朝のはじめに造営されたときは、朱雀門をはいると内裏前殿の門までのあいだには他の門がなく、射礼のような広い土地を必要とする儀式は、すべて内裏前殿の門の前で行なわれたものと考ええる。

それではいつ朝堂院南門が建てられたか、浄御原宮については手がかりがないが、難波宮のばあいは、例の天武12年12月の詔、「凡そ都城・宮室は一処に非ず。必ず両参を造れ。故、先ず難波に都せんと欲う」によって難波の造都が行なわれた機会であろう。おそらくこの2年前の天武10年2月に飛鳥浄御原律令編纂の詔が出され、宮中諸制度の整備がすすめられたことと無関係ではあるまい。天武12年12月以降にはじまる造営事業によって、新しく朝堂院南門が難波宮に増設されたと考ええる。浄御原宮でも、証拠はないが、天武10年以後に同様の事情のもとに朝堂院南門が成立したの

であろう。

ただし、この推測がなりたつためには、天武12年に難波造都の詔がくだる以前に、内裏後殿・内裏前殿・内裏前殿門(南門)・朱雀門をそなえた宮城が、難波に存在していなければならない。そうでなければ、浄御原宮についての上記の推定も、何の根拠もない思いつきにすぎなくなる。問題は本節の冒頭に記した内裏前殿・後殿の起源をふくめて、前期(天武朝)難波宮の成立時期はいつか、ということになる。

4

前期(天武朝)難波宮の成立時期は、ふつうには天武12年12月の詔以後と考えられる。発掘調査を行なっている難波宮址顕彰会の関係者も、当初はそのように考えていたが、発掘がすすむにつれてこの建物の主要部分は大化改新後の孝徳天皇朝に建てられ、その後若干の補修を加えて、天武朝末年まで引きつづき利用されたのではないかとする見解をとるようになった。その理由の概要は、『難波宮址の研究』第4(沢村仁氏執筆の部分)、同第6(中尾芳治氏執筆の部分)等にのべられているが、多少の私見を加えてつきにその要点を記す。

A 東西長殿の問題

いままでふれなかったが、内裏前殿をかこむ回廊のうちがわに、前殿の前面の東西にあいならんで南北16間・東西2間(間は柱間)の長細い建物がある。それは聖武朝難波宮の遺構とのきりあい関係や、火災をうけた痕跡のあることより、天武朝難波宮の遺構と推測されるが、建築後のある時期に「北側5間分を除いて南11間分に縮小した上、約1m南にずらせて建て直され」ている。造替の原因はいろいろに推測できるが、全面的に造替されているのは、建物の「耐用年限とも関係するものであることを示している」⁽⁹⁾ 造替された建物は朱鳥元年(686)に焼けているから、その最初の建築はその30年ほど前、すなわち孝徳朝(645—654)にさかのぼる可能性が強い。東西に長殿があれば、その間の正面に主要な殿舎がやはり同じ時期に建てられていたにちがいない。そうするとこの一廊の建物は、孝徳朝の難波長柄豊碕宮に属すると考えてさしつかえなからう。

B 建築期間の問題

前期難波宮の建築が天武12年(684)12月の詔によってはじめられたとすれば、朱鳥元年(686)1月の火災までわずか2年1月しかない。この

短期間にかかなりの規模をもつ宮殿の建築は困難である。ことに宮地の北半全域は大きな整地工事が行なわれていることは早くから指摘されており、2年1月のあいだに整地し建築するということは考えがたい。「長柄豊碕宮が天武朝まで存続して改築再用された、とみた方が妥当であろう」とする調査者の意見は尊重されるべきである。なおこれについては木造の大建築のばあい、用材の乾燥にふつう約2年を要するという小林清氏の指摘も参考になる。前期難波宮の全体が天武12年12月以後の建築では、いろいろの点に無理が感ぜられる。

C 付属小柱穴の問題

難波宮址の調査では、発掘をはじめた初期のころから、前期の主要な建物の柱の外側に小柱穴の付属していることが注意されていた。内裏前殿・後殿・前殿の門などでも確認された。その小柱の性格については、①基壇説、②縁束説、③裳階説、④足場説、⑤軒支柱付加説などが考えられるが、①から④までは難点があって成立しがたく、可能性のあるのは⑤の軒支柱付加説であるというのが、調査者の見解である。この説に従えば、「前期難波宮の建物が創建後一定の時間が経過した後に、軒を補強するために支柱を付加したものと考えられ」る。創建後3年や5年で支柱をつけることはあるまいから、本体の建物は朱鳥元年から30数年前の難波長柄豊碕宮に属する可能性が強い。ただし、朝堂院南門には小柱穴は付属しないから、この門が天武朝末年に建てられたとする私見とは矛盾しない。

D 文献上の問題

天武紀をみると、天武8年11月条に「難波に羅城を築く」とあり、天武6年10月条に「内大錦下丹比公麻呂を摂津職大夫とす」とある。後者の「摂津職大夫」は『書紀』編者が令制職名にあわせて原史料を改作したものであろうが、この両条は天武8年・6年に難波に宮があったことを思わせる。難波に特別の施設がなければ、羅城を築いたり、摂津職大夫に相当するような官職がおかれるはずがない。

しかしこれだけでは、難波宮はせいぜい天武朝の前半期から設置されたというだけのことで、孝徳朝まではさかのぼらない。それ以前の記事を見ていくと、

- 齊明元年7月巳卯、於難波朝、饗北蝦夷九十九人、東蝦夷九十五人、并設百濟調使一百五十人。
- 齊明6年12月庚寅、天皇幸難波宮。

という記事が目につく。これからすると、すくなくとも斉明6年(660)までは、飛鳥還都後も難波長柄豊碕宮は維持されたと考えられる。斉明6年から天武6年(677)までの17年間については史料に欠けるが、斉明朝の末年から天智朝にかけては、朝鮮出兵の關係や遣唐使の派遣、唐使の来朝などがたびたびあり、朝廷の職員の難波に滞留するものが少なくなかったと思われる。長柄豊碕宮がひきつづき利用され、維持されていたと考えても不審はない。

要するに文献の上では、難波長柄豊碕宮の建物が天武朝までひきつがれたという確証はないが、ひきつがれたという考えを否定する材料もないのである。

以上、AからDにいたる4つの理由によって、付属小柱穴をともなう前期難波宮の主要建物——少なくとも内裏前殿・後殿・東西長殿・前殿門をふくむ一廓。朝堂院南門はのぞく——は孝徳朝の長柄豊碕宮にさかのぼると考える。したがって私は、内裏の主要殿舎(大殿)が後殿と前殿にわかれ、前殿を中心とし、回廊でかこまれ、南方に門をもつ1区画が、本来の内裏の前面に突出するという構造は、難波長柄豊碕宮ですでに成立したと推測する。

おそらくこの内裏前殿の南門が、孝徳紀白雉元年2月甲申(15日)の条にみえる紫門⁽¹³⁾のことであろう。この条は同月9日に穴戸国から献ぜられた白雉を天皇奉る儀式を記したものであるが、具体性に富み、事実の記録としてかなり信頼がおけると思う。

その記事によれば、左右大臣以下百官人が「紫門」の外で待っていると、粟田臣飯虫ら4人が雉の輿をもってあらわれる。雉の輿をさきにして、左右大臣は百官人や朝鮮諸国の人々をひきい、「中庭」にいたる。三国公麻呂ら4人が代って雉の輿をもち、「殿」の前に進める。ここで左右大臣ら5人が代って雉の輿を執り、「御座」の前に置く。天皇、即ち皇太子を召して、共にこれを観る。皇太子は退いて再拜し、左大臣が賀を奉り、天皇が詔を下す。以上が儀式の大体である。

「紫門」が内裏前殿の南門に相当するらしいことはさきに述べたが、「中庭」は南門と内裏前殿との間の広場、「殿」は内裏前殿、「御座」は内裏前殿の殿上にもうけられた玉座(高御座)^{たかみくら}と考えて、何ら矛盾はおこらない。もともと、この儀式の行なわれた宮が長柄豊碕かどうかはわからないので、前期難波宮の建築が長柄豊碕宮からはじまるとする推定を、この「書紀」

記事によって補強することはできないが、矛盾がないという点で、消極的な保障の役には立つであろう。

なおここでもう1つ参考となるのは、大化3年(647)是歳条の左の記事である。是の歳、小郡を壊^{くわ}って宮を営んだが、天皇は小郡宮にいてつぎのような礼法を定めた。その制に曰く、

凡有位者、要於^{かひら}寅時、南門之外、左右羅列、候日初出、就庭再拜、乃侍于^{かひら}廳。(下略)

と。有位者は南門の外で待ち、日がのぼると門をはいって庭で再拜し、廳に侍せというのだが、この廳が東西長殿に相当するであろう。

5

前期難波宮の建物について述べたところをまとめると、つぎのようである。発掘調査によって明らかになった、内裏前殿と後殿とを中心とする難波宮の建物の建築は、孝徳朝の長柄豊碕宮にさかのぼる。おそらく大化改新を契機とする政治形態の変化に応じ、従来の内裏の前面に主として政務を処理する一廊をつくり、天皇の私事と公事の場合を区別して能率化をはかるとともに、その一廊の中心の殿舎(前殿)と従来の内裏の中心の殿舎(後殿)とを、軒廊でつないで連絡の便をはかった。政治の実務を処理するためには、前殿を中心とする一廊に東西長殿をもうけた。この東西長殿がのちの朝堂の前身、前殿が大極殿の前身と考えられる。この一廊は、天皇が政務を総括する場で、それが内裏に接して存在するのが、孝徳一天武朝の政治の特色をよくあらわしている。

大極殿の前身建物と、朝堂の前身建物とが1区画の中にあるために、その区画の門——内裏前殿の南門——は大極殿門と朝堂院門の両方の前身となり、両方の機能をもつことになる。平城宮では大極殿門の前で行なわれた正月17日の射と、朝堂院門(重閣中門)の前で行なわれた騎射とが、浄御原宮ではともに「南門」で行なわれるが、浄御原宮が前期難波宮と同じプランで建設されていたからであろう。

朱雀門に相当する宮城外廓の門は、長柄豊碕宮に存在していたと考えてよからう。文献上では、孝徳紀大化5年3月条に「天皇、朱雀門に幸す」とみえる。朱雀門の名称がいつ生れたかは明らかでないが、門は宮城外廓の正門(朱雀門)と、内裏前殿の門(南門)との二重であり、2つの門のあいだが「南庭」である。南門の外側には、のちの朝集殿の前身となる建

物など若干の建物はあったであろうが、朝堂院はまだ成立していない。南門の内側は内裏前殿を中心とする政治の場（外廷）であり、天皇の日常生活がいとなまれる内裏（内廷）は、さらにその北に内裏後殿を中心として存在する。

以上が私の推定する孝徳朝から天武朝のなかごろまでの難波宮の基本的構造である。そうして律令的官司制の発展、とくに6官（令制8省の前身）を中心とする中央官制の整備にともない、天武朝の末年（おそらく天武12年の難波造都の詔以後）、南門の前面広場すなわち「南庭」に朝堂・朝堂院南門をふくむ朝堂院の建設が行なわれ、朱鳥元年正月までにその大体はできあがったと考える。この両者をあわせたものが、前期難波宮である。飛鳥浄御原宮の発掘はほとんど行なわれていないが、同様な構造をもっていたと思われる。

持統天皇朝に建築がはじまり、持統8年（694）に遷都が行なわれた藤原宮は、新しい構想にもとづいて建てられている、大きなちがいは、内裏前殿を中心とする一廊を内裏から切りはなし、大極殿院として独立させ、内裏前殿の代りに大極殿を置いたことと、はじめから大極殿院に接続させて12の朝堂をもつ朝堂院を設置したことである。朝堂院が完備するので、内裏前殿の前にあった東西長殿は当然消滅する。門は南から朱雀門・朝堂院門（のちの会昌門）・大極殿門（閤門）の3つができる。大極殿院の北にある内裏の前面に門があったかどうかは、まだ発掘が行なわれていないので不明であるが、平城宮や聖武朝難波宮の場合から類推すると、築地回廊の一部を切り破り、屋根を少し高くした程度の簡単な門であったと思われる。それは大極殿院の前身が、内裏の一部分という性格をもち、内裏との関係が密接であったことによるのであろう。

なお、藤原宮では朝堂院門の南面の東西に朝集殿が建てられているが、それをとりかこむ回廊や門（のちの応天門）が存在しないことは、近年の発掘であきらかになった。⁽¹⁰⁾朝集殿院の門（応天門）ができるのは、平城宮以後である。「続日本紀」の天平16年3月甲戌条に「石上榎井二氏、樹_二大楯槍於難波宮中外門_一」とみえる中外門、天平神護2年5月戊午条に「大納言正三位吉備朝臣眞備奏、樹_二二柱於中壬生門西_一」とみえる中壬生門が、この応天門にあたると思うが、詳細は別の機会にゆずる。

それはともかく、内裏前殿が大極殿に発展したことにより、宮城の整備は一段とすすみ、威容はたかまった。同時にそれは天皇が直接政治を支配

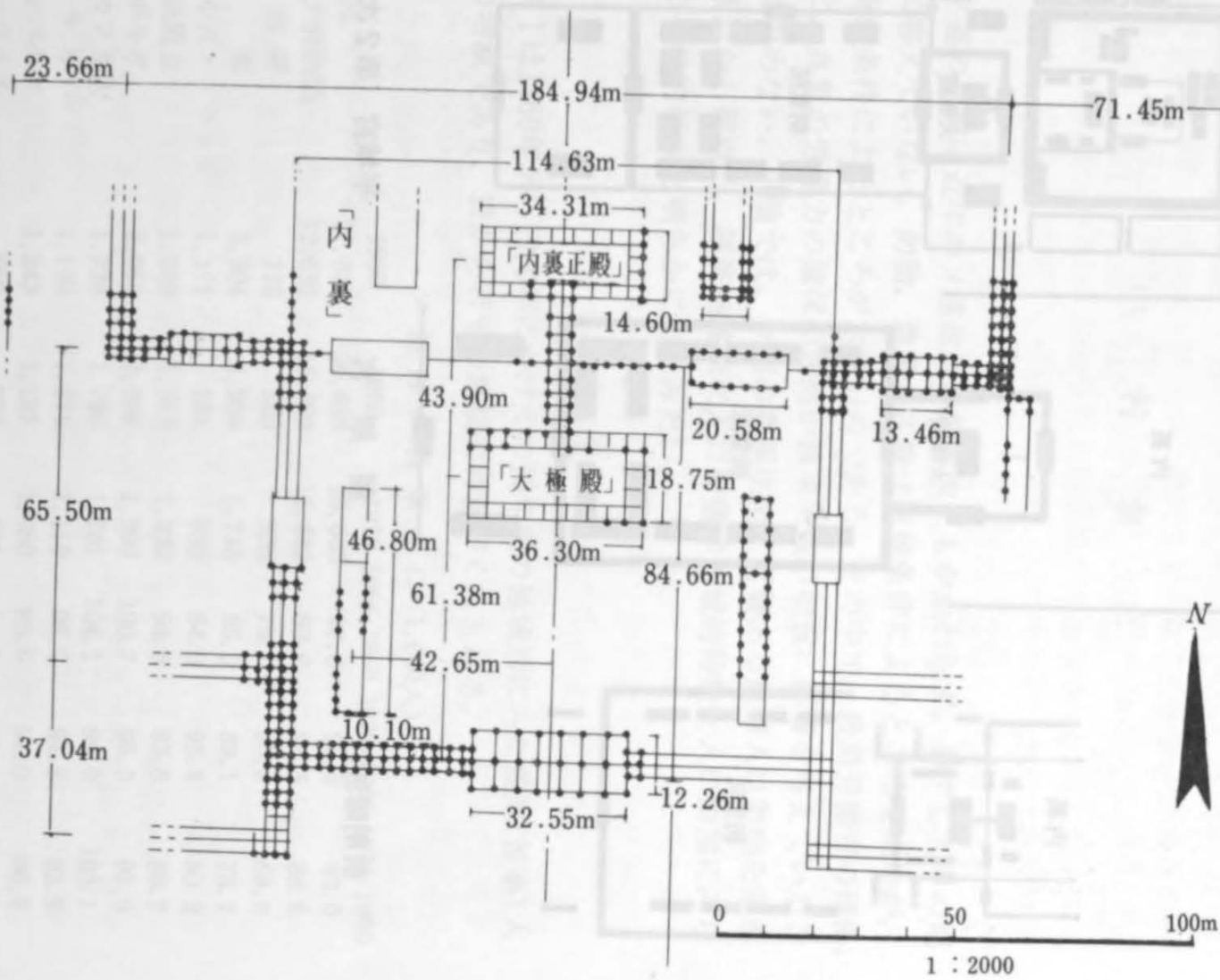
する力の弱まったことを示している⁽¹⁶⁾。古代政治の推移は、内裏・朝堂院の構造にもあらわれているのである。それらをも含めて論じ残したことは多いが、すでに予定の紙数をこえた。ひとまず筆を置いて別稿を期すこととしたい。

註

- (1) 直木「大極殿の門」(『末永先生古稀記念古代学論叢』昭和42年)
- (2) 昭和45年に行なわれた第37次発掘による。註(5)の報告書参照。
- (3) 昭和46年10月に行なわれた文化財保存全国協議会第2回全国大会での講演、昭和47年正月に行なわれた橿原考古学研究所の研究会等。
- (4) 難波宮址顕彰会・難波宮址研究会『難波宮址の研究』第4。
- (5) 大阪市教育委員会『昭和45年度難波宮跡調査報告書』8ページ。
- (6) 上に同じ。
- (7) かつて口頭発表したときは、「向小殿」は東西長殿かと述べたが、そうではなくて内裏後殿(大殿)に向いあう小殿の意で、内裏にあったものと思う。
- (8) 難波宮址顕彰会『1972年度難波宮跡研究調査年報』参照。
- (9) 難波宮址顕彰会・難波宮址研究会『難波宮址の研究』第6, 101ページ。
- (10) 沢村仁「難波宮—その歴史と発掘調査」(『仏教芸術』51号, 昭和38年)。
- (11) 小林清「用材乾燥問題からみた長岡宮の造営」(『史林』53の4, 昭和46年)。
- (12) 註(9)の『難波宮址の研究』第6, 98ページ。
- (13) 中国の天文学では、北斗星の北にある星を紫微といい、天帝の居所とし、転じて皇帝の宮殿をいう。このため、日本でも内裏の門を紫門といったのであろう。
- (14) 前掲拙稿参照。
- (15) 1970年度『奈良国立文化財研究所年報』参照。
- (16) この傾向がさらに進むと、内裏は大極殿から離れてくる。それは長岡宮および平安宮における内裏と大極殿の関係にあらわれている。註(1)拙稿参照。

付記 本稿を草するに当り、難波宮址顕彰会の方々、とくに中尾芳治・八木久栄・長山雅一の諸氏から種々の教示をえたことを厚く感謝する。ただし、すべての見解が一致しているのではない。前期難波宮朝堂院南門の成立年代についての意見の相違などはその一例である。本稿の責任はあくまでも筆者個人にあることを明記しておく。本稿成稿ののちに長山雅一氏「前期難波宮朝堂院の二つの門をめぐる」(『難波宮跡研究調査年報』1972)が発表された。参照を乞う。なお所掲の図の第1は註(5)の報告書より、第2は中尾芳治「前期難波宮をめぐる諸問題」(『考古学雑誌』58の1)より転載した。記して謝意を表する。

第1図 前期難波宮の殿舎配置と規模（内裏を中心とする部分）



(67)

第2図 前期難波宮・藤原宮・平城宮の平面配置

